

1 経緯

令和2年7月、GPS機器等をひそかに取り付け、位置情報を探索・取得する行為が、ストーカー規制法の「住居等の付近において見張り」をする行為には該当しない旨の最高裁判決が出されたことを踏まえ、GPS機器等を利用したストーカー事案に対処するとともに、最近のストーカー事案の実情を踏まえた効果的なストーカー行為等の規制等の在り方について検討を行うため、昨年10月から計4回の「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催し、本年1月、同検討会において、報告書が取りまとめられたもの。

2 報告書の概要

(1) GPS機器を用いた位置情報の取得

相手方の承諾なく、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為及び相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付ける、交付する等の行為をストーカー規制法上の「つきまとい等」として規制することが適当。

(2) 文書の連続送付

拒まれたにもかかわらず、文書を連続して送付する行為をストーカー規制法上の「つきまとい等」として規制することが適当。

(3) 見張り、押し掛け、みだりにうろつく行為に係る場所的要件の見直し

「住居、勤務先、学校その他通常所在する場所に加えて、相手方が「現に所在する場所」における見張り等についても規制の対象とすることが適当。

(4) 禁止命令等の方法に係る規定の整備

正当な理由なく書類の受領を拒んだり、住居等に行為者がいないといった禁止命令書等の交付が困難な事例が存在している現状を踏まえ、書類の送達すべき場所（行為者の住居等）に差し置くことを認める「送達」の規定や、行為者の住居が不明な場合に禁止命令書等の交付の効果を生じさせることを可能とする「公示送達」の規定を設けることが適当。

3 今後の対応

報告書の内容を踏まえ、ストーカー規制法改正案の提出に向けた準備を進めていく。